

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

消費者市民社会

～消費者の行動が社会を変える～



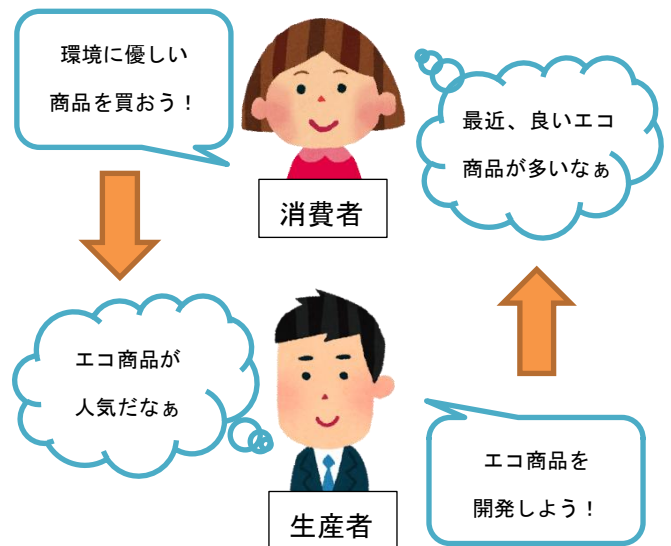
2018
11 November
月号
号外

消費者市民社会とは？

「消費者市民社会」とは、消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えるということを意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

商品を選ぶとき、安い商品や有名な商品を買うことが、良い消費者とは限りません。

商品を生産する人たちは、消費者が多く購入するものを開発し、生産しています。また、販売者も、どのような販売の仕方をすれば商品が売れるか、消費者の行動を研究して販売しています。すなわち、私たちの消費行動が生産者や販売者の行動に影響を与えているのです。



消費者市民社会を目指して ～私たち消費者にできること～

私たち一人ひとりの行動は小さくても、その行動が集まれば、社会生活を変える大きな力になります。私たちの選択が、社会に影響を与えていることを意識し、よく考えて買い物をするようにしましょう！

①不公正な事業者と取引しない！



悪質な業者や商法、商品が減る。

②環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する！



児童労働や環境に悪い商品などの減少につながる。

③必要のないサービスは断る！



ムダな包装が減り、ゴミが減る。

④買いすぎない！



本当に必要としている人のもとに商品がいきわたり、資源のムダが省ける。

消費生活センターをご活用ください!



県消費生活センターの相談員が、センターに寄せられる相談事例をもとに最新の消費者トラブルを紹介し、被害に遭わないためには何に注意をしたらよいのか、また遭ってしまったときの対処法についてお話しします!

講師派遣は**無料**です。お申込は開催希望日の**1ヶ月以上前**に、**一度お電話**でご連絡ください。日程の調整をさせていただきます。

こんな場面でご利用いただいています

- ・町内会、老人クラブの集会
- ・地域包括支援センター職員研修
- ・ケアマネージャー連絡会
- ・PTAの集まり、教員向け講座
- ・中学校・高校・特別支援学校での授業・講演会
- ・障がい者就労支援施設での講座
- ・新入社員向け研修 など



悪質商法をテーマにした寸劇の様子

★出前講座の申込み・問合せ先★

TEL: 022-261-5164

FAX: 022-211-2959

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号(県庁1階)

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時 (祝日・年末年始除く)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。(詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください)